



福岡医発第 538 号 (地)

令和 2 年 5 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 2 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準 (自賠責新基準) の取扱いについて

令和 2 年 4 月 1 日に健康保険診療報酬点数表等の改定が実施されたことに伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、令和 2 年 4 月 2 日付け福岡医発第 28 号 (地) によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準 (自賠責新基準) の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなった旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知方お願いいたします。

なお、

- 1) 令和 2 年 4 月 1 日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定された主な項目は下記のとおりでありますので、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。
- 2) 本件につきましては、本会ホームページ会員専用「医療保険 (労災・自賠医療を含む) > 労災・自賠医療」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/rousai_jibai_iryo.html) に掲載しておりますことを申し添えます。

記

【令和 2 年 4 月 1 日以降の主な改定項目】

1. 救急医療管理加算について

初診の傷病労働者について救急医療を行った場合の金額の引き上げ。

入院 : 6,000 円 → 6,300 円

2. 術中透視装置使用加算について

術中透視装置使用加算の対象部位に、「膝蓋骨」を追加。

3. 職場復帰支援・療養指導料について

同一傷病労働者につき 3 回を限度から 4 回を限度に算定上限を拡大。

4. 労災治療計画加算の廃止

以上

令和 2 年 5 月 1 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

令和 2 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の改定（令和 2 年 4 月 1 日実施）に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、令和 2 年 3 月 3 1 日付（保 290）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 2 年 4 月 1 日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定され主な項目は以下のとおりでありますので、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【令和 2 年 4 月 1 日以降の主な改定項目】

1. 救急医療管理加算について
初診の傷病労働者について救急医療を行った場合の金額の引き上げ。
入院 6,000 円 → 6,300 円
2. 術中透視装置使用加算について
術中透視装置使用加算の対象部位に、「膝蓋骨」を追加。
3. 職場復帰支援・療養指導料について
同一傷病労働者につき 3 回を限度から 4 回を限度に算定上限を拡大。
4. 労災治療計画加算の廃止